標柱六号から二五度四四分三六秒　七号
四・二九七メートルの地点
標柱七号から二二八度四四分三九秒　八号
五・六一四メートルの地点
標柱八号から二二九度四二分〇五秒　九号
〇・七四〇メートルの地点
標柱九号から二五七度〇一分〇一秒　十号
一三・九一九メートルの地点
標柱十号から二八四度二六分五三秒　十一号
一五・四八九メートルの地点
標柱十一号から三三八度五二分五〇秒　十二号
一八・四三四メートルの地点
標柱十二号から一六度四二分四二秒　十三号
二六・六五七メートルの地点
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
谷津川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県西八代郡市川三郷町下大鳥居
字船久保　二四七九番　一号
二四四一番　二号
二四八二番　三号
二四九一番　四号及び五号
二四九二番　六号及び七号
二四九八番　八号
字追平　二五一〇番　九号
二五一四番　十号及び十三号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
戸樋の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二千五百五十四号で指定した土地及び昭和五十一年建設省告示第百四十一号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）
山梨県南巨摩郡南部町内船
字清水　一四七三〇番　一号
一四七一五番　二号
字大林　一四五一八番一　三号
一四五一七番　四号
字ヒノ沢田　二〇〇三番　五号
字釜ノ口　一九七四番一地先道路敷　六号
一九〇八番二地先国有地　七号

○海上保安庁告示第七十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　北緯四一度三〇分二五秒東経一四三度三四分一三秒、北緯四〇度三六分七秒東経一四三度二七分四一秒、北緯四〇度四〇分二〇秒東経一四二度一五分五一秒、北緯四一度二九分八秒東経一四二度二〇分五二秒、北緯四一度三三分二三秒東経一四二度一〇分一一秒、北緯四二度三分一二秒東経一四二度一〇分二四秒、北緯四一度四七分一四秒東経一四二度四六分三三秒、北緯四一度四三分五二秒東経一四二度四四分五三秒、北緯四一度三〇分四〇秒東経一四三度九分三〇秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年四月五日から平成二十四年五月二十九日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第十二号（平成二十四年三月二十三日発行）、一管区水路通報第十一号（平成二十四年三月二十三日発行）、二管区水路通報第十一号（平成二十四年三月十六日発行）

○海上保安庁告示第七十三号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十四年三月二十六日から施行する。

平成二十四年三月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二広島海上保安部の項、呉海上保安部の項、松山海上保安部の項、今治船舶通航信号所の項、今治海上保安部の項及び尾道海上保安部の項中「津島船舶通航信号所」を「津島潮流信号所」に改める。

○環境省告示第四十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十二日

環境大臣　細野　豪志

氏名又は名称	住所
株式会社アサノ建工	東京都文京区千駄木三丁目四十三番三号

○北海道地方環境事務所告示第一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十二日

北海道地方環境事務所長　吉井　雅彦

氏名又は名称	住所
株式会社ディ・エス・ジー	北海道斜里郡小清水町字小清水七百八十一番地の二

○近畿地方環境事務所告示第三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十二日

近畿地方環境事務所長　徳丸　久衛

氏名又は名称	住所
吉村建設工業株式会社	京都府京都市中京区西ノ京小倉町一番地

○中国四国地方環境事務所告示第三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十二日

中国四国地方環境事務所長　水谷　知生

氏名又は名称	住所
株式会社共立エンジニヤ	島根県松江市西津田二丁目十三番地七号
丸浦工業株式会社	徳島県三好市池田町シンマチ千四百六十六番地

○九州地方環境事務所告示第二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十二日

九州地方環境事務所長　星野　一昭

氏名又は名称	住所
株式会社アーステクノ	鹿児島県鹿児島市新栄町二十六番六号